



細菌性食中毒にご注意を！

気温や湿度が高い季節になりました。特に夏季は食品が傷みやすく、取り扱いに注意が必要です。食中毒は、原因となる細菌が食べ物に付着し、体内に侵入することで発生します。

● 食中毒予防の3原則

- 細菌を食べ物に「付けない」
- 食べ物に付着した細菌を「増やさない」
- 食べ物や調理器具に付着した細菌を「やっつける」



● 食中毒の症状と対処

症状／腹痛や下痢、嘔吐など急性性の胃腸炎症状やめまい、発熱など

※食中毒の症状が軽い場合、風邪や寝冷えと間違われることも…

食中毒とは気付かれず重症化することもあるため注意が必要です。

対処／下痢などで失われた水分の補給・医療機関での手当て

*下痢は、有害な細菌、ウイルスや毒素を体外へ排出する正常な反応です。症状が激しいときは、自己判断で薬を使わず医師の診断を受けましょう。特に子どもや高齢者、体が弱っている人は、早めの受診が大切です。



● テイクアウト利用時は…

近年、テイクアウトを利用する機会が増えていきます。

細菌は時間の経過とともに増えるため、次のことに気を付けましょう。

- 購入後は長時間持ち歩かない。
- 持ち帰ったら、すぐに食べる。すぐに食べない場合は、冷蔵庫で保存する。常温での放置をしない。
- 保冷バッグや保冷剤を活用する。
- 食べる前には、せっけんで手洗いをする。



詳しくは
厚生労働省 食中毒予防

歯周病検診のご案内

6月から田方歯科医師会歯科医院にて、自己負担金100円で歯周病検診を実施しています。受診の際には、5月に配布した青い封筒(がん検診のお知らせ)の中にある受診票用シールをお持ちください。

歯みがきだけでは、歯周病は防げません。歯と歯ぐきの間(歯周ポケット)の汚れを残さないことがポイント！フロスや歯間ブラシが有効です。歯科医院で正しい指導を受けましょう。

【2026アンケート】

対象／満60歳(昭和38年4月1日)～昭和39年3月31日生まれ)で、自分の歯が26本以上ある人

応募方法／電子申請または電話で(自薦、他薦は問いません。)

《注意事項》

7月31日(月)までに歯科医院で受診する必要があります。余裕をもつてご応募ください。



▲電子申請はこちら



食育教室

参加者募集

健康づくり課
☎ 055-949-6820

《幼児親子食育教室》

朝ごはんの大切さについてのお話や、読み聞かせ、だしの飲み比べ体験を行います。親子で一緒に朝ごはんや食事について考えてみませんか？

とき／①7月31日(月)、②8月8日(火)

①、②とも9時30分～10時30分(受付開始9時15分～)

内容／「朝ごはんについて」紙芝居の読み聞かせ、クイズ、だしの飲み比べ体験、簡単！天然だしパック作り

対象／3歳から就学前の子どもと保護者(市民)、各回とも先着8組

持ち物／ハンカチ、子どもは室内履きシューズ(サンダル不可)

申込／7月10日(月)～①は7月21日(金)、②は7月31日(月)までに電話で

《ワクワク小学生食育教室》

子どもは、毎日の食事から成長に欠かせない栄養を摂るとともに、豊かな人間性を育てています。バランスの良い食事の大切さを親子で一緒に学びませんか？お父さんと一緒に参加も大歓迎です。

とき／①8月4日(金)、②8月14日(月)

①、②とも9時30分～10時30分(受付開始9時15分～)

内容／栄養士によるバランスの良い食事の劇、食品の分類分けクイズ、お家で使えるランチョンマット作り

対象／小学1年生から3年生と保護者(市民)、各回とも先着10組

持ち物／子どもは室内履きシューズ(サンダル不可)

申込／7月10日(月)～①は7月26日(水)、②は8月1日(火)までに電話で

＜共通事項＞ところ／葦山福祉・保健センター

参加費／無料

※今年は、調理体験や食べ物の提供はありません。

※内容は、変更する場合があります。

子育て世帯の人へ「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金」

物価高騰の影響を特に受ける子育て世帯を対象に、実情を踏まえた生活支援を行うため、「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します。

今回は、まだ、給付金を受領していない人で、給付金の受領に際して申請が必要となる対象者へのお知らせです。市が把握している対象者には、通知の上すでに給付金を支給しています。



対象／

●ひとり親世帯(①か②のいずれかに該当する人)

- ①収入が児童扶養手当の支給制限限度額を下回っている人のうち、公的年金などの受給により、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
- ②食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変し、児童扶養手当の支給を受けている人と同じ水準の収入の人

●ひとり親世帯以外の子育て世帯

令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合20歳未満)を養育する父母などのうち、令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人

支給額／児童1人当たり5万円

申請期間／令和6年2月29日(木)まで
※申請書は市HPに掲載しています。

子ども家庭課
☎ 0558-76-8008